

令和5年

第10回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年10月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(6番上村 哲委員、8番中俣 渉委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 9月総会協議第1号南魚沼農業振興整備計画の変更協議の保留について
- 日程 5 第2号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 6 第3号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 その他

- 令和5年10月31日(火) 13:40～
・城内小学校 食育出前授業 <城内・大巻地区委員>

- 令和5年11月2日(木) 9:25～
・北辰小学校 食育出前授業 <六日町・五十沢地区委員>

- 令和5年11月8日(水) 10:35～
・塩沢小学校 食育出前授業 <塩沢・石打地区委員>

- 令和5年11月9日(木) 9:00～
・第2回農地パトロール
【市内全域】 <会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、農地特別委員、事務局>

- 令和5年11月15日(水) 10:30～
・第92回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和5年11月21日(火) 9:00～
・令和5年度新潟県農業員会大会
【新潟市 新潟テルサ】 <全員、事務局>

- 令和5年11月27日(月) 9:30～
・農作業料金部会
【大和庁舎 中会議室】 <農作業料金部会委員>

- 令和5年11月27日(月) 10:30～
・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成員会
【大和庁舎 中会議室】 <農作業料金及び農業機械作業料金標準作成委員>

- 令和5年11月27日(月) 14:00～
・第11回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

○令和5年11月30日（木） 13：00～
・令和5年度全国農業委員会会長代表者集会
【東京都 文京シビックホール】 <会長>

○令和5年12月6日（水） 10：30～14：00
・女性農業者との交流会
【ふれ愛支援センター 多目的ホール】 <女性農業者担当部会委員、事務局>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
		17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計		
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
		推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 3 名である。

16 番	高橋 宏	推 6 番	関 佐智	推 19 番	志太 要一
------	------	-------	------	--------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員は 1 名である。

推 20 番 櫻井 隆

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌
農林課主事	桑原 悠		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 それでは、令和5年第10回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員16番高橋委員、推進委員6番関委員、推進委員19番志太委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。よって農業委員が18名、推進委員が22名で合計40名の出席となり、総会は成立します。なお、推進委員20番櫻井委員から早退届が出ていますのでこれを許します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、6番上村哲委員、8番中俣渉委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。11番宮田委員。

11番宮田委員 昨日、上越市で北信越ブロック女性農業委員研修会が開

議 長

催され、北信越地区5県の委員が100名ほど参加しました。

内容といたしましては、農地利用の最適化並びに情勢報告についての講演と、実際に自分のスマートフォンを用いた農地ナビの検索機能などの活用方法の講習でした。

以上です。

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、宮田委員ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、10月16日に開催されました第91回常設審議委員会のことについてご報告いたします。

皆様方もご存じであり、また実際に身をもって体験されたことではありますが、今年は米の品質が非常に悪い状況でした。その中で、9月30日現在の新潟県が取りまとめた米の品質状況についてお知らせいたします。各品種の一等米比率が雪ん子米で58%、こしいぶきで15%、コシヒカリで3%、新之助で97%ということで、うるち米全体で見た一等米比率は14%と非常に品質低下が著しい年でした。この新潟県からの報告の中で、いわゆる新大コシヒカリという暑さに強い品種があるがその状況はどうかという審議委員の質問がありましたが、それについては今年の段階で10ポイントから15ポイントほど等級比率は良かったそうです。新潟県としては、10ポイントから15ポイントくらいの差では納得できないということで、皆様方もご存じとは思いますが、5年をかけて熱に強いBLのコシヒカリを作るといって話が進んでいるそうです。特に、ベースに雪ん子米の遺伝子を組み込むことで、暑さに強い品種を開発するというので、新潟県の普及課の方から説明がありました。

私どもといたしましては、目の前に暑さに強い新大コシヒカリというものが出てきているのに、どうしてそちらの作付けではなく新しい品種を開発するのか、という話もあ

りましたが、県としては暑さに強い新しい品種を確実に開発したいという方針であるということでした。全体的な流れについてはこのような感じでした。

今年は残念な結果となりましたが、南魚沼市としてはある程度の補填や保証をするということで全体的に動いておりますので、そのあたりでもって皆様の努力も報われるのではないかと思います。以上です。

この報告について質問はございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 9月総会協議第1号南魚沼農業振興整備計画の変更協議の保留について

議長

日程4 第1号報告 9月総会協議第1号南魚沼農業振興整備計画の変更協議の保留についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

2ページ、3ページをご覧ください。この件につきましては、皆様に写真等資料を郵送しておりますのでご存じかと思われませんが、農地所有適格法人である[]の[]氏は当農業委員会の農地最適化推進委員として任命されていた時期もあります。そのため、農振法と農地法については一定の理解があるものと考えます。また、以前にも用途変更の際に違反転用が発覚し、始末書の提出を受けています。その始末書の中に二度と同じような過ちは行わないことを誓いますという文言が入っているという経緯もあります。

9月25日に開催された9月総会の協議第1号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてはすべての案件について皆様方から承認を得ておりましたが、その日の午後に[]が申請地をすでに堆肥置き場として利用しているという情報が入ってきました。

25日に事務局で現地を確認しましたが、改めてその翌日に、会長、会長職務代理、農地特別委員長、事務局で現地を確認したところ、現地に大量のもみ殻が積まれており、

完全な違反転用ということで、農林課への回答に同意するわけにはいかないという結論になりました。

しかし、同意不同意の意思決定には総会での議決が必要ですので、[]さんの件については保留、それ以外のものについては同意というように農林課に回答させていただきました。それが2ページの内容です。

その後、10月10日に[]の代表取締役である[]氏とその従業員、農林課の農振担当、それから私と宮下主事とで面談を行いました。そこでの話し合いの結果、11月末までにもみ殻をすべて撤去するという約束をしてもらいました。そして、用途変更の許可ができる状態であれば再度協議するということになりました。農業委員会としての動きとしましては、まず11月9日の第2回農地パトロールで現地を確認したいと思います。その後もみ殻を撤去したら、農林課の方へ連絡をすることになっておりますので、その連絡が来た段階で、農林課とは別に農業委員会でも現地確認を行い、完全にもみ殻が撤去できたと確認できましたら、12月以降の総会で、皆様に今一度承認に同意するかしないかについて審議していただきたいと思います。

また、これは参考程度の話なのですが、違反転用が発覚したときの手続きとしましては、まずは適正管理をするようにという通知を出します。その後何回通知しても是正されなかった場合は原状の回復をなささいという命令の通知を送る手続きに入ります。罰則としては、農地法違反の場合、個人であれば3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金ですが、法人の場合には1億円以下の罰金という厳しい罰則があります。また、課税についても税務課が見たときに農地として使っていないと判断された場合には、用途によっても違いますが、雑種地など農地以外の現況地目になることもあります。そうなった場合には税金がかなり上がりますので、全国的にはそれをもって農地に戻すような例もあるということです。こういった話もさせていただきましたが、現時点では、11月末までに[]がもみ殻を撤去するのを見守っていきたいと考えております。

以上です。

議 長 　　ただいまの報告について、質疑を行います。推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員 　　この件は、私も推進委員時代の■■■■さんと一緒に仕事をさせていただいておりましたが、当時そういう立場にありながら違反転用をしたという中で、ここに書いてありますように、二度と同じような過ちをしないというように謝罪をしていただいているにも関わらず、今回も新たにこういった違反転用が見つかったことについては、厳しい対応をせざるを得ないと考えています。また、いまほど違反転用の罪についても話がありましたが、とにかく重大な違反だという認識で、対応を決めるべきだと思いますので、皆様には十分に議論していただきたいと思います。

議 長 　　古藤局長。

古藤局長 　　井口委員がおっしゃる通りだと思いますので、まず第 2 回の農地パトロールで現地を確認していただいて、11 月末までにもみ殻を撤去するという約束が守られなかった場合、原状回復命令だとかそういったものについて議論していただいて、農業委員会としての意思決定をしていただきたいと思います。

議 長 　　井口委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。推進委員 16 番島田委員。

推 16 番島田委員 　　私の家が当該地の近くにありますので、何度か現地に行ってみました。先ほどの説明の中で 11 月末までに原状回復するという話が出ていましたが、その後さらにもみ殻が積み増しされているように見受けられました。違反転用中という意識が無いのか、はたまた期日までにもみ殻が無くなっていけばいいと考えておられるのか、そんなふうに感じました。そのあたりを農業委員会としてどのように考えればよいのか、また、こちらについては市長名で協議があがってきているものですので、市としてどのように考えているのか、そういったところについてお聞かせいただきたい

です。

古藤局長

■■■■との話し合いの中では、11月末までに各田んぼにもみ殻を撒く、撒ききれなかったものについては、農地以外のところに退避させるというような話になっております。当初、従業員の方でも用途変更は9月までに終わるという認識で動いていたそうです。しかし、■■■■の内部で書類が揃わず手続きが遅れてしまったという事情の中で、■■■■氏が用途変更の許可がおりたという認識でやってしまったというお話でした。農業委員会としては早急にもみ殻を撤去してくれ、各圃場に撒いてくれということで■■■■側にお伝えをしました。

また、島田委員も大巻地区の委員なのでいろいろと地元の事情が分かると思うのですが、行き会った際には注意していただきたいと思います。加えて、事務局もそうですが、これは農業委員会全体として対応しなければいけないものですので、皆様におかれましてもそういった対応をしていただきたいと思います。以上です。

議長

推進委員 16 番島田委員。

推 16 番島田委員

先ほども言いましたが、当該地にはもみ殻が積み増しされている状態です。それについては、違反転用とはまた違った問題が出てくると思いますが、積み増されてしまうのは致し方ないという認識でよろしいのでしょうか。

古藤局長

約束したことは11月末までにもみ殻を撤去するということだけであります。実際に現地を見たときにもまだ稲刈りをしていましたし、五十沢の方の稲刈りが終わっていないため、そちらからももみ殻を持ってこざるを得ないという話もありました。ですので、指導はしておりますが、現実としてはできる範囲の中で対応してもらうしかありません。また、原状回復命令を出した場合でも即刻撤去ということまでの命令はできませんので、11月末までにもみ殻を撤去していただいて、その後用途変更等の手続きに進みたいと考えております。以上です。

議長

島田委員、よろしいでしょうか。
農地パトロールなどで我々も注視していきたいと考えておりますが、地元の委員さんからもよく確認していただきたいと思います。
それでは、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第2号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程5 第2号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

6ページをご覧ください。前回総会以降11件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
9ページをご覧ください。こちらは11件です。

1番、浦佐の田3筆、所有者の都合による解約です。後ほど一部5条申請があがってきます。

2番、3番は関連案件です。一村尾の田1筆、いずれも農協仲介の契約で、第三者との売買のための解約です。解約後はあっせんの予定となっております。

4番、茗荷沢の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、川窪の田1筆、親族に贈与するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

6番、東泉田の田畑12筆、借受人の都合による解約です。

7番、津久野の田1筆、借受人の都合による解約です。

8番、下原、泉甲の田4筆、借受人の都合による解約です。

9番、塩沢の田2筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

10番、11番は関連案件です。いずれも農協仲介の契約で、第三者との売買のための解約です。解約後はあっせんの予定となっております。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について
13ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、岡の登記畑、現況雑種地1筆180㎡です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地で、今回非農地証明があがってきております。資料は1-2ページをご覧ください。現地につきましては、並木孝夫委員に確認させていただいております。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程6 第3号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

15ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が3件となっております。

1番、雲洞の田4筆、売買の申出です。財産処分のためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、10月4日に関昭夫委員、阿部勉委員を指名しています。

2番、宮の田4筆、売買の申出です。財産処分のためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、10月4日に関佐智委員、山岸健一委員を指名しています。

3番、茗荷沢の田10筆、売買の申出です。財産処分のためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、10月4日に上村哲委員、小林久雄委員を指名しています。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

17ページをご覧ください。今月の3条申請は14件です。

99番、浦佐の田2筆4,218㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり700円です。申請理由は借入地を取得するため、譲受人の方は認定農業者であります。

100番、二日町の畑2筆370㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり1,216円です。この農地は譲受人の耕作地に隣接している農地で、既存の農地と一体利用したいとのこと。申請理由は経営規模拡大のためです。

101番、美佐島の畑1筆344㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり1,453円です。こちらの農地は譲受人の自宅に隣接しており、自家消費野菜を作るため利用したいとい

うことです。申請理由は新規就農のためです。

102番、八幡の田3筆1,199 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり900円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

103番、島新田の畑1筆187 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり27円です。こちらは譲渡人が県外に転出予定のため、住宅や土地をすべて譲受人に処分するという内容です。譲受人は申請地を畑として利用したいということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

104番、塩沢の田2筆2,042 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり490円です。譲渡人には農地を処分したいという意向があり、認定農業者である譲受人との売買の申請に至りました。申請理由は経営規模拡大のためです。

105番、浦佐の畑1筆88 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の住宅に隣接しており、取得後は自家消費野菜を作るため利用したいというものです。申請理由は新規就農のためです。

106番、大崎の畑1筆1,051 m²、贈与による所有権移転です。譲受人は認定農業者で、今まで借りて耕作をされていた農地をこのたび贈与により譲り受けるということで申請があがりました。申請理由は経営規模拡大のためです。

107番、川窪の田1筆944 m²、贈与による所有権移転です。申請者は姉弟で、弟が一括で相続した農地の一部を譲り受けるための申請です。申請理由は新規就農のためで、取得後は水稻を作付けするというのですが、大型機械が必要な作業は知人の協力を得て行い、普段の管理業務は自分で行うということです。

108番、西泉田の田2筆760 m²、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人が借り受けていた農地で、譲渡人に財産処分の意向があるため、この度申請に至ったものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

109番、一之沢の田1筆265 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人が借り受けている農地と相分けになっているところで、一体的に耕作するため申請に至りました。申請理由は経営規模拡大のためです。また、譲受人は認定農業者です。

議 長

110 番、竹俣新田の田 1 筆 113 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の自宅に隣接している農地で、取得後は自家消費野菜を作付けする予定とのこと。申請理由は新規就農のためです。

111 番、市野江乙の畑 1 筆 99 m²、使用貸借権の設定で、期間は令和 5 年 11 月 1 日から令和 25 年 8 月 31 日までの 20 年間です。こちらの農地は国土調査で新たに農地になった土地で、年金受給のために使用貸借権を設定するものです。申請理由は年金受給による使用貸借権の設定のための申請になります。

112 番については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定のため、説明を省略させていただきます。

第 1 号議案については以上です。

関係委員がおられます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

(推 15 番関委員退席)

17 ページ 99 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。17 ページ 99 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、99 番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(推 15 番関委員着席)

続いて、農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

18 ページ 107 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。18 ページ 107 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、107 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(10 番西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については全て承認されました。

日程8 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程8 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

53番、浦佐の田2筆397㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築です。資料については3-5ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在の住宅を子世帯が引き続き居住するための住宅とするため、夫婦で新たに居住するための一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第三種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

54番、水尾の畑1筆304㎡、売買による所有権移転で転用目的はカーポート建築のためです。資料については6-8ページです。申請の内容ですが、譲受人が申請地に隣接する土地で一般住宅を建築するにあたり、申請地にカーポートを建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活に必要なカーポートに使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

55番、欠之上の畑1筆239㎡、売買による所有権移転で転用目的は車庫建築のためです。資料については9-11ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在の車庫では駐車台数が不足しており、申請地に新たに車庫を建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な車庫に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

56番、小栗山の畑1筆314㎡、使用貸借権の設定で転用目的は苗代用プール建設のためです。資料については12-14ページです。申請の内容ですが、譲受人は、作業効率の向上のため、申請地に苗代用プールを建設したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、農業用施設に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

57番、石打の田1筆600㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場の拡張です。資料については15-17ページです。申請の内容ですが、譲受人は、スキー場の来場者用の駐車場が不足していることから、既存駐車場に隣接する申請地に新たに駐車場を建設したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第三種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

以上です。

議長

関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10番西野委員退席)

21ページ 55番、57番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ 55 番、57 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、55 番、57 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先の案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 2 号議案については全て承認されま

した。

日程9 第3号議案 農用地利用集積計画（案）について

議長

日程9 第3号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第3号議案朗読）

23 ページをご覧ください。全部で24 件です。

701 番、市野江甲の田1 筆、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり504 円です。資料は18 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

702 番、市野江甲の田1 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

703 番、九日町の田1 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

704 番、705 番は同じ借受人の方の案件です。

704 番、大崎、柳古新田の田2 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

705 番、柳古新田の田4 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

706 番から709 番までは同じ借受人の方の案件です。

706 番、大崎の畑1 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり12,732 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

707 番、大崎の畑1 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり13,100 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

708 番、茗荷沢の田5 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

709 番、茗荷沢の田2 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

710 番、雷土の田1 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あたり60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

711 番、雲洞の田3 筆、賃借権の設定で、対価は10 a あ

たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

712 番、枝吉の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

713 番、長崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

714 番、長崎の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

715 番、黒土新田の登記畑、現況田 1 筆、賃借権の移転です。対価は 10 a あたり 25,000 円で、耕作者を変えるための申請です。

716 番から 724 番は賃借権の再設定となりますので、説明を省略させていただきます。

第 3 号議案につきましては以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

(推 15 番関委員退席)

24 ページ 710 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24 ページ 710 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、710 番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、推進委員 14 番片桐健二委員の除斥を求めます。

(推 14 番片桐委員退席)

27 ページ 722 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 722 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、722 番案件は原案のとおり承認されました。片桐委員の除斥を解きます。

(片桐委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先の案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については全て承認されました。

日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

議 長

日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

30ページをご覧ください。令和5年10月12日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が南魚沼市長より届いております。

この農用地利用集積等促進計画というのは、農地の貸借の一形態であります。農地法第3条の契約や農用地利用集積計画が相対契約であるのに対し、農用地利用集積等促進計画は新潟県農林公社が間に入った契約形態となります。これは新潟県農林公社が土地の所有者から農地を借り受けて中間管理権を設定し、その農地を農地中間管理機構が担い手に貸し付けるという流れになります。この計画案につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、協議の中で意見があった場合につきましては、意見付きということで、農業委員会から農林公社に回答を送付し、それを新潟県知事が公告するという流れになります。

今回の内容の説明といたしましては、新規の契約ではなく、既存の契約について耕作者を変えるという申請です。31ページをご覧くださいと、利用権を移転する土地と

いう欄にはそれぞれ土地の所在、地目、面積について記載があります。また右に行きますと、利用権を移転する者という欄がありますが、こちらは今まで耕作をしていた方の名前が入ります。さらに横に行きますと、利用権の移転を受ける者という欄がありますが、こちらは新しく耕作をする方の名前が入ります。ですので、今回の申請の場合、今まで耕作をされていた方が何らかの理由で耕作できなくなったため、新しい耕作者の方に利用権を移転するといった内容になります。

協議第1号につきましては以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり同意されました。

議長

暫時休憩といたします。

(10時00分休憩)

議長

引き続き議事を再開いたします。

(10時40分再開)

日程11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変

更協議について

議 長

日程 11 協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第 2 号朗読)

別冊の 1 ページをご覧ください。10 月 10 日付で南魚沼市長より南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議があがってきています。

それでは、内容の説明につきましては、農林課の桑原主事からしていただきます。桑原主事、よろしくお願ひします。

桑原主事

農林課の桑原です。南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についての内容を説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。10 月 10 日付けで南魚沼市長から、農業委員会あてに農業振興地域整備計画の変更について、協議書を提出いたしました。変更事項といたしましては、マスタープランの変更、農用地区域の編入についての協議、農用地区域からの除外についてであります。

2 ページをご覧ください。今回の農業振興地域整備計画の変更理由書となります。見出しの 2 番目の項目、マスタープランの変更については、区画整理の事業計画追加のため、事業内容を追加するものであります。見出しの 3 番目の項目、農用地利用計画の変更については、区画整理事業に取り組むこと、多面的機能の直接支払制度に取り組むことから編入するものが 2 件、保安林への指定、住宅用地、駐車場用地、温泉施設用地に開発するため除外するものが 6 件であります。

まず、マスタープランの変更ですが、附図番号 1 の山口地内の農用地区域の編入と関連がありますので、編入から説明いたします。

5 ページをお開きください。1 つ目の編入案件です。附図番号 1 番です。項目 4、変更の概要の (1) をご覧ください。編入の理由ですが、基盤整備事業に参加し、今後も

農用地として利用していくことについて、地権者の合意が得られたため農用地区域に編入するものであります。編入する土地は（２）の編入箇所の概要にあるように山口地内の23か所です。

7ページは基盤整備事業の事業計画概要表で、当該事業の概要が記載されています。8ページは計画一般図、9ページは編入箇所の位置図となります。

ここでマスタープランの説明となります。4ページのマスタープランの変更箇所をご覧ください。山口地内23か所の土地を農用地区域へ編入して実施する区画整理と用排水施設整備1か所、受益面積23.6haの基盤整備事業をマスタープランに追加することとなります。追加する内容は記載の通りで工期は令和6年から令和11年となります。

編入の説明に戻ります。10ページをご覧ください。

2つ目の編入案件です。附図番号2番です。項目4、変更の概要の（１）、編入の理由ですが、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の中山間地域等直接支払に取り組むため、編入を行うものです。編入する土地は（２）の編入箇所の概要にあるように栃窪地内の2か所です。

つづきまして、除外となります。

1つ目の除外案件です。13ページをご覧ください。附図番号3番です。開発の目的は「土砂流出防備保安林」に指定するためです。全体開発面積は山林4筆2,272㎡、原野6筆3,563㎡となっています。

14ページに移りまして、位置選定経過に係る説明ですが、豪雨による下流集落への危害発生を未然に防止するためであり、当該地を選定したものです。

15ページは、農振法第10条3項各号の要件に係る非該当の理由です。

保安林の指定に関する除外については、農振法10条3項で規定している農用地区域として定める土地の基準に非該当であることが必要であるため、それについて記載しています。当該地は、現状が山林であり、農業用施設用地でないことなどから非該当と認めるものです。

16ページです。開発スケジュールですが、当該計画は保

安林指定を目的としているため、工事の施工はありません。17 ページは除外箇所の位置図となっています。

続いて2つ目の除外案件です。18 ページをご覧ください。附図番号4番です。開発の目的は住宅の建設となります。土地については所有権移転を予定しており、開発全体面積は田が 359 m²となっています。

19 ページに移りまして、位置選定経過の必要規模に係る説明ですが、平屋住宅、カーポート2台分、屋根雪処理場などを確保するために 359 m²が必要とのことであります。また位置選定経過として立地条件に見合う4か所について検討したということでその検討結果が記載してあります。

20 ページは開発に伴う排水処理について記載されています。

21-23 ページは農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。

除外する理由ですが、アパートに住んでいる申請者夫婦の妻は生まれつき足が悪く、車いすで生活しています。現在のアパートがバリアフリーではないことやアパートが手狭になってきたことから、実家周辺で宅地を必要としたものです。車いすでの生活を考慮し、農用地区域外に用地を求めましたが、条件を満たす土地の同意を得られなかったため、当該地を選定したものであります。

24 ページは開発スケジュール、25 ページは配置図、26 ページは土地所有者の同意書、27 ページは除外箇所の位置図となっています。

続いて3つ目の除外案件です。28 ページをご覧ください。附図番号5番です。

開発の目的は住宅の建設となります。土地については借地を予定しており、開発全体面積は田が 494 m²となっています。

29 ページに移りまして、真ん中あたりの必要規模に係る説明ですが、自然落下式屋根の住宅、カーポート、屋根雪処理スペース、園芸用地などを確保するために 494 m²が必要となります。

30 ページにかけて、位置選定経過として義母の居住地に近い8か所について検討を行い、その検討結果が記載して

あります。

32-33 ページは農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、申請者の義母は高齢で、頻繁に様子を見るため、義母の居住地近くに住宅新築用地を求める必要があります。農用地区域外に用地を求めましたが、要件を満たす土地の同意を得られなかったため、やむを得ず当該地を選定したものであります。

34 ページは開発スケジュール、35 ページは配置図、36 ページは土地所有者の同意書、37 ページは除外箇所の位置図となっています。

続いて 4 つ目の除外案件です。38 ページをご覧ください。附図番号 6 番です。

開発の目的は市民病院駐車場の建設となります。土地については所有権移転を予定しており、開発全体面積は田が 4,093 m²となっています。

39 ページに移りまして表の下あたり、位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、駐車区画 137 台と入庫出庫口、通路で合わせて 3,886 m²が必要となります。

位置選定経過として A 案 B 案の 2 か所について検討を行い、その検討結果が記載してあります。

40 ページのウ 開発に伴う排水処理については、農業用水へ影響を与えないこと及び排水経路、雨水の排水について関係機関と協議済みです。

41-42 ページは農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由は、南魚沼市民病院駐車場内に健診施設の新築を計画しており、現状との比較において駐車可能台数が減少するため、駐車場の確保が必要となったものです。市民病院の隣接地において必要面積を確保できる農振白地は存在せず、立地条件を満たしているのは申出地のみであるため、当該地を選定したものであります。

43 ページは開発スケジュール、44 ページは土地所有者同意書、45 ページは隣接土地所有者の同意書、46 ページは除外箇所の位置図となっています。

続いて 5 つ目の除外案件です。47 ページをご覧ください。附図番号 7 番です。

開発の目的は住宅の建設となります。土地については所

有権移転を予定しており、開発全体面積は田が 394 m²となっています。

48 ページに移りまして、位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、住宅、カーポート、花壇、家庭菜園、堆雪場などを確保するために 400 m²程度が必要となります。

50 ページにかけて、位置選定経過が記載してあります。

51 ページの開発に伴う排水処理については、農業用水へ影響を与えないこと及び生活排水、雨水の排水について関係機関との協議済みであることを記載しています。

52-53 ページは農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、申請者は妻と二人の子ども、両親と祖母の 7 人で生活をしていますが、手狭になり、実家と別に住居が必要となりました。現住所地の大木六地内で用地を選定しましたが、立地条件に適合せず、子どもが通学する小学校の校区を中心に塩沢地域の 25 ヶ所で交渉等を重ねてきましたが、それぞれ折り合いがつかず、最後に申請地に行きつき、条件を満たしていたため選定したものです。

54 ページは開発スケジュール、55 ページは配置図、56 ページは土地所有者の同意書、57 ページは隣接地土地所有者同意書、58 ページは除外箇所の位置図となっています。

最後に 6 つ目の除外案件です。59 ページをご覧ください。附図番号 8 番です。

開発の目的は温泉施設の建設となります。土地については借地を予定しており、開発全体面積は田が 2,511 m²、宅地が 227.8 m²となっています。

60 ページに移りまして、位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、温泉施設、駐車場、通路などを確保するために 2,700 m²程度が必要となります。同ページ真ん中あたりに立地条件と位置選定経過が記載してあります。

61 ページの開発に伴う排水処理については、農業用水へ影響を与えないこと及び生活排水、雨水の排水については関係機関と協議済みです。

62-63 ページは農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、事業者は、農業と温泉施設を利用した地域産業を目指し、インバウンドや外国

人向けに 100 人程度の収容人数を想定した水着着用の温泉施設の整備を計画しています。立地条件は「建設する温泉施設へ適温で源泉の配水が可能であること」「温泉施設整備のための適切な面積が確保できること」「農業施設と温泉施設を一体として事業展開することが目的であるため、農業施設に近接していること」であり、農用地以外に用地を求めましたが、折り合いがつかず、立地条件を満たしている申請地を選定したものです。

65 ページは開発スケジュール、66 ページは配置図、67 ページは土地所有者の同意書、68 ページは隣接地土地所有者同意書、69 ページは除外箇所の位置図となっています。

以上で南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についての説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第 2 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意されました。

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 12 番荒川委員。

12 番荒川委員

先ほどの休憩中に広報特別委員会を開催いたしまして、来年度の計画について議論しました。

年2回、カラー刷りでの発行をするということに決まりましたので、ご報告いたします。以上です。

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、荒川委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員

幹事会からの報告です。

令和6年度の事業計画についてご報告いたします。

まず、7月、11月、3月ですが、親睦会を開催したいと思います。なお、管外視察研修ですが、来年3月までにご希望があれば幹事会委員に言ってください。また、管外視察研修と忘年会を一緒に開催してはどうかという意見がございまして、皆さんから賛成していただきましたので、そのようにしたいと思います。

最後に、来月の忘年会についてですが、場所等もろもろの手はずについては塩沢地域の幹事が担当しますので、皆様におかれましては、ご出席いただけますようお願いいたします。

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。

ただいまの幹事会報告にありましたが、今年の忘年会に関しては来月の総会の後に予定通り開催いたします。来年度のものに関しては午後にまた委員会を開催しますので、

そのときにご意見があれば伺いたいと思います。

他にございますでしょうか。無いようですので、本日の総会はこれで終了させていただきます。

なお、11時30分より農業会議の方を講師にお招きして農業者年金の制度についての学習会を行いますので、ご出席をお願いいたします。

(10時59分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 12月 25日

南魚沼市農業委員会会長

並木 孝夫

会議録署名委員

上村 哲

会議録署名委員

中俣 渉
